

長野県野生鳥獣被害対策基本方針について

野生鳥獣被害対策本部

I 基本方針の概要

1 基本方針の趣旨

本基本方針では、野生鳥獣被害の低減に向けて、「野生鳥獣被害対策本部」・「野生鳥獣被害対策チーム」・「野生鳥獣被害対策支援チーム」が連携し、地域住民を含む多くの関係者の理解と連携のもとで、野生鳥獣被害対策を効果的に推進するための組織的な取組の方策を示す。

2 野生鳥獣被害の現状と課題

(1) 被害の現状

県内の野生鳥獣による農林業被害は、最大だった平成 3 年度には 20 億円を超えていた。被害対策の推進により半減したものの、大きな被害が発生している。

(2) 被害対策の現状と課題

野生鳥獣被害対策をより効果的かつ効率的に進めるためには、被害地域の状況に応じて地域住民を含めた多くの関係者の理解と連携の下で、総合的な対策を推進する必要がある。

3 基本的な方針と基本目標

(1) 基本的な方針

人身被害の回避、農林業・自然環境への被害低減、人と野生鳥獣とのすみ分けを図るため、捕獲対策、防除対策、生息環境対策、ジビエ振興対策を総合的に推進する。

(2) 短期目標

ア 短期目標

(ア) 野生鳥獣に負けない集落づくり

野生鳥獣により被害を受けている集落に対し、順次地域の合意形成を図りながら、効率的、効果的かつ持続可能な被害対策の実行に向けた計画、体制作りを支援する。

(イ) 市町村における鳥獣被害対策実施隊による活動の促進

地域での鳥獣被害対策の実践的活動を担う市町村の「鳥獣被害対策実施隊」及び、「野生鳥獣被害対策チーム」や地域住民等との協働による被害対策を推進する。

(ウ) 長野県の自然・農林業をニホンジカから守るための捕獲の促進

ニホンジカの生息密度の低減を図るため、「第二種特定鳥獣管理計画」の計画目標を達成するために必要な事項を、管理ユニットごとに検討、実施する。

(エ) 被害対策の担い手の確保育成

防除、生息環境、捕獲の各分野において、知識や技術に加え、行政施策やジビエ等への利活用など幅広い知識を持ち、地域リーダーとしての役割を担える人材の育成を推進する。

イ 長期目標

(ア) 野生鳥獣との緊張感あるすみ分けの実現と農林業被害の軽減

人々の暮らしの活動域と野生鳥獣の棲みかが分けられ、お互いの干渉やあつれきが最低限に抑えられて、農林業被害や人身被害が大きく低減され、野生鳥獣の生息が自然への負荷が少ない形で安定的に維持されていく状況をつくる。

(イ) ニホンジカの適正な生息密度の実現

適切かつ効果的な捕獲を継続して進めることにより、ニホンジカの生息頭数が低減された状態をつくり、その状況を安定的に維持する。

(3) 取組方向

被害対策は、「鳥獣保護管理事業計画」と「第二種特定鳥獣管理計画」に沿って実施するものとし、被害対策全体の進め方の調整や個体数調整の実施計画など全県で統一的に実施すべきものについては、「野生鳥獣被害対策本部」が中心となって、「野生鳥獣被害対策チーム」や「野生鳥獣被害対策支援チーム」と連携し、市町村や関係団体及び関係者の連携を得て目標に沿って計画的な取組を進めるものとする。

- ア 被害対策の実施体制
- イ 対策別の取組方向
- ウ 鳥獣別取組方向
- エ 推進体制と役割分担

県、市町村、集落等、狩猟者、県民等が連携し、それぞれの立場で役割分担による取組を推進

II 基本方針の改正について

1 基本方針改正の趣旨

長野県野生鳥獣被害対策基本方針は、平成19年11月に策定され、平成27年2月に最終変更されているが、被害の状況等年度ごとの数字が記載されており、年度ごとに改正が必要になること、「鳥獣保護事業計画」及び「第二種特定鳥獣管理計画」からの引用が記載されており、計画が順次改訂されるため、それに合わせるには頻繁な改正が必要となる。

そこで今回、被害状況等最新のデータについては、別途示されること、獣種ごとの対応については、「鳥獣保護事業計画」及び「第二種特定鳥獣管理計画」に規定されていることから、重複部分を省略し、基本的な部分を強調し、効果的かつ効率的な被害対策をさらに推進していくため、長野県野生鳥獣被害対策基本方針を改定する。

2 改正点の概要

基本方針の構成及び改正点の概要は、次のとおり。

今回改定案の構成	主な改正点
1 はじめに	
2 野生鳥獣被害の現状と課題	
(1) 被害の現状	
ア 農林業被害等の状況	←年度ごとの被害数字等省略 (最新のデータが別途示されるため)
イ 人身被害等の状況	
(2) 被害対策の現状と課題	←現状と課題で重複した記述があるため、整理 ←年度ごとの被害数字等省略 (最新のデータが別途示されるため)
3 今後の取組方針	
(1) 基本的な方針	
(2) 基本目標	
ア 短期目標 (4項目)	←捕獲の目標については、第二種特定鳥獣管理計画で年度ごとに管理するため、省略
イ 長期目標 (2項目)	
(3) 取組方向	
ア 被害対策の実施体制	
イ 対策別の取組方向	
ウ 鳥獣別の取組方向	←鳥獣別の取組方向については、「鳥獣保護管理事業計画」及び「第二種特定鳥獣管理計画」に詳細が記載されるため、一部省略
エ 推進体制と役割分担	